

議案第32号

令和6年度みなべ町一般会計予算

令和6年度みなべ町一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,800,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当、共済費及び総合事務組合負担金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

令和6年3月5日 提出

みなべ町長 小谷 芳正

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 町税		1,320,387	1,463,435	△143,048
	1 町民税	462,387	583,013	△120,626
	2 固定資産税	694,896	717,173	△22,277
	3 軽自動車税	68,787	69,925	△1,138
	4 たばこ税	70,356	74,291	△3,935
	5 入湯税	23,961	19,033	4,928
2 地方譲与税		96,000	88,000	8,000
	1 地方揮発油譲与税	18,000	18,000	0
	2 自動車重量譲与税	54,000	52,000	2,000
	3 森林環境譲与税	24,000	18,000	6,000
3 利子割交付金		1,500	2,000	△500
	1 利子割交付金	1,500	2,000	△500
4 配当割交付金		7,000	7,000	0
	1 配当割交付金	7,000	7,000	0
5 株式等譲渡所得割交付金		5,000	5,000	0
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,000	5,000	0
6 法人事業税交付金		15,000	15,000	0
	1 法人事業税交付金	15,000	15,000	0
7 地方消費税交付金		250,000	250,000	0
	1 地方消費税交付金	250,000	250,000	0
8 環境性能割交付金		6,000	6,000	0
	1 環境性能割交付金	6,000	6,000	0
9 地方特例交付金		55,500	6,500	49,000
	1 地方特例交付金	55,000	6,000	49,000

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	500	500	0
10 地方交付税		3,450,000	3,350,000	100,000
	1 地方交付税	3,450,000	3,350,000	100,000
11 交通安全対策特別交付金		1,200	1,200	0
	1 交通安全対策特別交付金	1,200	1,200	0
12 分担金及び負担金		14,003	15,459	△1,456
	1 負担金	14,003	15,459	△1,456
13 使用料及び手数料		85,242	88,360	△3,118
	1 使用料	51,531	54,655	△3,124
	2 手数料	33,711	33,705	6
14 国庫支出金		917,153	785,386	131,767
	1 国庫負担金	528,660	514,272	14,388
	2 国庫補助金	383,847	266,383	117,464
	3 委託金	4,646	4,731	△85
15 県支出金		669,229	568,060	101,169
	1 県負担金	319,131	301,213	17,918
	2 県補助金	328,880	238,964	89,916
	3 委託金	21,218	27,883	△6,665
16 財産収入		3,943	4,428	△485
	1 財産運用収入	3,933	4,418	△485
	2 財産売払収入	10	10	0
17 寄附金		200,002	150,002	50,000
	1 寄附金	200,002	150,002	50,000

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
18 繰入金		964,160	573,698	390,462
	1 基金繰入金	964,160	573,698	390,462
19 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
20 諸収入		197,280	171,371	25,909
	1 延滞金加算金及び過料	1,500	1,500	0
	2 貸付金元利収入	960	656	304
	3 雑入	194,820	169,215	25,605
21 町債		541,400	600,100	△58,700
	1 町債	541,400	600,100	△58,700
歳入合計		8,800,000	8,151,000	649,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 議会費		75,545	79,031	△3,486
	1 議会費	75,545	79,031	△3,486
2 総務費		1,081,357	840,694	240,663
	1 総務管理費	928,865	680,404	248,461
	2 徴税費	87,834	102,883	△15,049
	3 戸籍住民基本台帳費	37,043	48,380	△11,337
	4 選挙費	23,885	7,858	16,027
	5 統計調査費	3,400	839	2,561
	6 監査委員費	330	330	0
3 民生費		2,112,615	2,016,102	96,513
	1 社会福祉費	1,500,499	1,468,796	31,703
	2 児童福祉費	612,116	547,306	64,810
4 衛生費		676,877	588,629	88,248
	1 保健衛生費	472,840	418,226	54,614
	2 清掃費	158,590	145,303	13,287
	3 水道費	45,447	25,100	20,347
5 農林水産業費		899,785	659,412	240,373
	1 農業費	642,092	553,180	88,912
	2 林業費	58,415	81,745	△23,330
	3 水産業費	199,278	24,487	174,791
6 商工費		66,253	113,174	△46,921
	1 商工費	66,253	113,174	△46,921
7 土木費		1,116,884	1,087,802	29,082
	1 道路橋梁費	508,214	487,214	21,000

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
	2 河川費	10,010	12,092	△2,082
	3 都市計画費	523,273	506,628	16,645
	4 住宅費	75,387	81,868	△6,481
8 消防費		569,303	697,841	△128,538
	1 消防費	569,303	697,841	△128,538
9 教育費		1,046,228	970,372	75,856
	1 教育総務費	221,748	226,183	△4,435
	2 小学校費	143,822	116,401	27,421
	3 中学校費	231,301	101,310	129,991
	4 幼稚園費	36,317	28,281	8,036
	5 社会教育費	175,990	168,139	7,851
	6 保健体育費	181,576	293,279	△111,703
	7 学童保育費	55,474	36,779	18,695
10 災害復旧費		2	2	0
	1 農林水産施設災害復旧費	2	2	0
11 公債費		1,145,151	1,087,941	57,210
	1 公債費	1,145,151	1,087,941	57,210
12 予備費		10,000	10,000	0
	1 予備費	10,000	10,000	0
歳 出	合 計	8,800,000	8,151,000	649,000

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	庁舎エレベーター改修事業	31,020

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
紀州備長炭振興館指定管理料	令和8年度まで	千円 紀州備長炭振興館の管理に要する経費

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等	千円 191,800	証書借入	5%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
合併特例事業	60,800			
過疎対策事業	113,000			
辺地対策事業	96,800			
緊急防災・減災事業	22,800			
公共施設等適正管理推進事業	36,500			
臨時財政対策債	19,700	同上	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	

議案第33号

令和6年度みなべ町国民健康保険特別会計予算

令和6年度みなべ町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,753,845千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、200,000千円と定める。

令和6年3月5日 提出

みなべ町長 小谷 芳 正

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 国民健康保険税		537,733	547,159	△9,426
	1 国民健康保険税	537,733	547,159	△9,426
2 使用料及び手数料		100	100	0
	1 手数料	100	100	0
3 国庫支出金		1	106	△105
	1 国庫補助金	1	106	△105
4 県支出金		1,086,589	1,106,304	△19,715
	1 県補助金	1,086,589	1,106,304	△19,715
5 繰越金		1	206	△205
	1 繰越金	1	206	△205
6 財産収入		70	130	△60
	1 財産運用収入	70	130	△60
7 繰入金		128,147	122,347	5,800
	1 他会計繰入金	118,147	112,347	5,800
	2 基金繰入金	10,000	10,000	0
8 諸収入		1,204	1,204	0
	1 延滞金、加算金及び過料	1,202	1,202	0
	2 雑入	2	2	0
歳 入 合 計		1,753,845	1,777,556	△23,711

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 総務費		8,953	10,942	△1,989
	1 総務管理費	6,785	8,795	△2,010
	2 徴税費	2,027	2,006	21
	3 運営協議会費	141	141	0
2 保険給付費		1,047,092	1,074,870	△27,778
	1 療養諸費	917,524	940,078	△22,554
	2 高額療養費	119,362	122,965	△3,603
	3 移送費	1	2	△1
	4 出産育児諸費	9,004	10,505	△1,501
	5 葬祭諸費	1,200	1,200	0
	6 傷病手当金	1	120	△119
3 国民健康保険事業 費納付金		644,375	640,462	3,913
	1 医療給付費分	450,001	446,888	3,113
	2 後期高齢者支援金 等分	131,184	130,278	906
	3 介護納付金分	63,190	63,296	△106
4 保健事業費		40,843	38,433	2,410
	1 保健事業費	6,347	5,302	1,045
	2 特定健康診査等事 業費	34,496	33,131	1,365
5 基金積立金		70	130	△60
	1 基金積立金	70	130	△60
6 公債費		1	1	0
	1 公債費	1	1	0
7 諸支出金		2,511	2,716	△205

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	1 償還金及び還付加算金	2,511	2,716	△205
8 予備費		10,000	10,000	0
	1 予備費	10,000	10,000	0
24 共同事業拠出金		0	2	△2
	1 共同事業拠出金	0	2	△2
歳 出	合 計	1,753,845	1,777,556	△23,711

議案第34号

令和6年度みなべ町後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度みなべ町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ363,369千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月5日 提出

みなべ町長 小谷 芳 正

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 保険料		185,869	173,964	11,905
	1 後期高齢者医療保険料	185,869	173,964	11,905
2 使用料及び手数料		21	21	0
	1 手数料	21	21	0
3 繰入金		177,075	172,080	4,995
	1 繰入金	177,075	172,080	4,995
4 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
5 諸収入		403	403	0
	1 延滞金、加算金及び過料	3	3	0
	2 雑入	400	400	0
歳 入 合 計		363,369	346,469	16,900

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 総務費		2,374	2,321	53
	1 総務管理費	1,677	1,552	125
	2 徴収費	697	769	△72
2 後期高齢者医療広域連合納付金		360,495	343,648	16,847
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	360,495	343,648	16,847
3 諸支出金		400	400	0
	1 償還金及び還付加算金	400	400	0
4 予備費		100	100	0
	1 予備費	100	100	0
歳 出	合 計	363,369	346,469	16,900

議案第35号

令和6年度みなべ町介護保険特別会計予算

令和6年度みなべ町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,658,018千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、100,000千円と定める。

令和6年3月5日 提出

みなべ町長 小谷 芳 正

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 介護保険料		321,858	323,813	△1,955
	1 介護保険料	321,858	323,813	△1,955
2 使用料及び手数料		66	66	0
	1 手数料	66	66	0
3 国庫支出金		396,200	386,416	9,784
	1 国庫負担金	269,028	265,749	3,279
	2 国庫補助金	127,172	120,667	6,505
4 支払基金交付金		422,378	416,065	6,313
	1 支払基金交付金	422,378	416,065	6,313
5 県支出金		240,174	235,764	4,410
	1 県負担金	226,762	222,624	4,138
	2 県補助金	13,412	13,140	272
6 財産収入		40	40	0
	1 財産運用収入	40	40	0
7 繰入金		265,124	263,686	1,438
	1 一般会計繰入金	249,217	253,423	△4,206
	2 基金繰入金	15,907	10,263	5,644
8 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
9 諸収入		12,177	11,913	264
	1 延滞金加算金及び過料	2	2	0
	2 サービス収入	12,139	11,875	264
	3 雑入	36	36	0
歳 入	合 計	1,658,018	1,637,764	20,254

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 総務費		37,019	40,194	△3,175
	1 総務管理費	22,083	25,595	△3,512
	2 賦課徴収費	950	1,026	△76
	3 介護認定審査会費	13,847	13,373	474
	4 介護保険運営協議会費	139	200	△61
2 保険給付費		1,525,500	1,502,679	22,821
	1 介護サービス等諸費	1,367,234	1,342,834	24,400
	2 介護予防サービス等諸費	46,811	49,316	△2,505
	3 その他諸費	1,109	1,143	△34
	4 高額介護サービス等費	39,540	36,660	2,880
	5 高額医療合算介護サービス等費	5,380	5,380	0
	6 特定入所者介護サービス等費	65,426	67,346	△1,920
3 基金積立金		2,837	3,574	△737
	1 基金積立金	2,837	3,574	△737
4 地域支援事業費		87,461	86,116	1,345
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	43,018	42,723	295
	2 包括的支援事業・任意事業費	44,443	43,393	1,050
5 諸支出金		201	201	0
	1 償還金及び還付加算金	201	201	0
6 予備費		5,000	5,000	0
	1 予備費	5,000	5,000	0
歳 出	合 計	1,658,018	1,637,764	20,254

令和6年度 みなべ町水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度みなべ町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	5,794	戸
(2) 総配水量	1,609,511	m ³
(3) 一日平均配水量	4,409	m ³
(4) 主要な建設改良事業 送配水施設整備費	82,040	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	310,736	千円
第1項 営業収益	222,014	千円
第2項 営業外収益	88,720	千円
第3項 特別利益	2	千円

支 出

第1款 水道事業費	306,699	千円
第1項 営業費用	289,972	千円
第2項 営業外費用	13,725	千円
第3項 特別損失	2	千円
第4項 予備費	3,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額32,801千円は、当年度損益勘定留保資金32,801千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	135,588	千円
第1項 負担金	9,158	千円
第2項 出資金	29,630	千円
第3項 企業債	74,000	千円
第4項 補助金	22,800	千円

支 出

第1款 資本的支出	168,389	千円
第1項 建設改良費	111,999	千円
第2項 企業債償還金	55,890	千円
第3項 予備費	500	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	74,000千円	証書借入	5.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 45,276千円
- (2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第8条 水道事業会計助成に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、15,817千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、12,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
車両	給水車	一台

令和6年3月5日 提出

みなべ町長 小谷芳正

令和6年度 みなべ町下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度みなべ町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間処理水量	788,631	m ³
(2) 一日平均処理水量	2,160	m ³
(3) 主要な建設改良事業費		
管渠整備事業費	500	千円
管渠改良事業費	9,390	千円
処理場改良事業費	960	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中業務費2,738千円及び総係費15,000千円の財源にあてるため、企業債10,200千円を借り入れる。

収 入

第1款 下水道事業収益	637,993	千円
第1項 営業収益	125,476	千円
第2項 営業外収益	512,497	千円
第3項 特別利益	20	千円

支 出

第1款 下水道事業費用	637,993	千円
第1項 営業費用	546,675	千円
第2項 営業外費用	90,193	千円
第3項 特別損失	125	千円
第4項 予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める

(資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額185,768千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,074千円、引継現金等16,407千円、過年度損益勘定留保資金108,322千円及び当年度損益勘定留保資金59,965千円で補填するものとする)。

収 入

第1款 資本的収入	212,831	千円
第1項 負担金	750	千円
第2項 分担金	1	千円
第3項 他会計出資金	197,969	千円
第4項 補助金	14,111	千円

支 出

第1款 資本的支出	398,599	千円
第1項 建設改良費	12,673	千円
第2項 企業債償還金	385,926	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営企業会計業務委託費	2,700千円	証書借入	5.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰り上げ償還もしくは低利に借り換えすることができる。
し尿・浄化槽汚泥受入検討業務委託費	7,500千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 35,987千円

(他会計からの補助金)

第9条 企業債支払利息等のために充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、352,366千円である。

令和6年3月5日 提出

みなべ町長 小谷 芳正